

■オッズパークポータル会員規約

私は、オッズ・パーク株式会社（以下「OP」といいます。）が運営する「オッズパーク」（以下「本サイト」といいます。）上で行う競馬、競輪及びオートレースに関する情報提供サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたり、以下に定める規約に同意しその内容を遵守します。

（定義）

第1条 本規約において用いられる用語の定義は次の通りとします。

（1）「ポータル会員」とは、本規約に同意の上、本サービスを受けるための入会を申し込み、OPが承認した者をいいます。

（2）「オッズパークID・パスワード」とは、OP所定の方法で本サービスの入会申込みをした際に、ポータル会員（入会を希望する者も含みます。）が設定し、OPが承認したポータル会員を識別する英数字のことをいいます。

（3）「投票会員」とは、ポータル会員のうち、OPが別に定めるオッズパーク投票会員規約に同意の上、OP所定の手続に従い入会を申し込み、OPが承認した者をいいます。

（4）「D-net会員」とは、2006年4月1日までに競馬法第1条の2に定める地方競馬主催者（以下「地方競馬主催者」といいます。）が提供する「オッズパーク地方競馬共同在宅投票システム電話投票に関する約定」又は「D-netネットバンク電話投票に関する約定」（以下「投票に関する約定」といいます。）に承諾の上、利用申し込みを行っていた者で、地方競馬主催者が承認した者をいいます。尚、D-net会員は、2007年4月2日以降、本規約及びオッズパーク投票会員規約所定の手続きを取ることによって夫々ポータル会員及び投票会員になることができます。

（5）「オッズパーク・D-net会員」とは、2006年4月2日以降に地方競馬主催者が提供する投票に関する約定に承諾の上、利用申し込みを行っていた者で、地方競馬主催者が承認した者をいいます。尚、2007年4月2日以降は、ポータル会員及び投票会員となります。

（6）「利用停止等」とは、OPが定める以下の（ア）及び、（イ）乃至（エ）のうち規約等に同意した者（それぞれの規定等におけるポータル会員、投票会員、加入者、OPPP会員をいう。）に適用される規約等について、以下の規約等の名称に続けて記載される事項の停止等の総称をいう。

（ア）オッズパークポータル会員規約（本規約）：「本サービス」の利用停止

（イ）オッズパーク投票会員規約（市中会員以外用）：「インターネット投票」の利用停止

（ウ）オッズパーク投票会員規約（市中会員用）：「本サービス」の利用停止

（エ）オッズパーク地方競馬共同在宅投票システム電話投票に関する約定：「電話投票」の利用停止

（入会金及び年会費）

第2条 本サービスを利用するにあたって、入会金及び年会費ともに無料です。

(ポータル会員申し込み資格)

第3条 ポータル会員として入会の申し込みができる者は、次のいずれにも該当する者とします。なお、ポータル会員が次のいずれかに該当しなくなった場合には、速やかにOPへ届け出て第10条に従い退会の手続きをしなければなりません。

(1) 日本国内に居住する個人

(2) OPが電子メールにより連絡することが可能な電子メールアドレスを保持する者

2. 前項に拘わらず、次に掲げる者は、ポータル会員となることはできません。

(1) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者

(2) 法人その他の団体

(3) OPが本サービスの円滑な運営に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断した者

(入会の申込)

第4条 ポータル会員への入会を希望する者は、OPが定める手続に従って、オッズパークID、パスワード、ニックネーム、氏名、生年月日、性別、書類送付先住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス、投票等に必要な金融機関の普通預金口座情報、その他OPが要求する情報を本サービスの入会申し込み時に届け出るものとします。ポータル会員は個人情報及びその他追加情報について、入会時のほか、変更があった場合及びOPが別途要求した場合にも届け出ることにあらかじめ同意します。

2. D-net会員は、加入者番号、暗証番号、インターネットIDを本サービスの入会申し込み時においてOPへ届け出るによりポータル会員になることができます。

(個人情報の取り扱い等)

第5条 OPは、ポータル会員に関する個人情報を、別途定める「個人情報取扱い規約」に従い、取得、利用等をいたします。

(承諾の拒否、会員資格の取消)

第6条 OPは、第4条に従い入会を申し込んだ者が次のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないことがあります。また、承認後のいずれかに該当することが判明した場合、当該承認を取り消すことがあります。

(1) 過去に本規約違反に違反し、本サービスの提供が停止されていた場合

(2) 入会申込内容に虚偽若しくは誤記又は記入漏れ若しくは入力ミス等あったことが判明した場合

(3) その他OPがポータル会員とすることが不適切と判断した場合

(変更の届出)

第7条 ポータル会員は、入会申し込み時に届け出た事項に変更があった場合には、OP所定の方法により、直ちにOPに届け出るものとします。届出がない場合や登録情報の不備により、OPからの通知や特典などの送付物の到着が遅れ、又はこれらが到達しない場合、OPは、ポータル会員に通常到達すべき時に到達しているものとみなし、これに

よりポータル会員に生じた不利益について責任を負いません。

(オッズパークID・パスワードの管理)

第8条 オッズパークID・パスワードは、OP所定の方法にて、任意に変更することができます。

2. オッズパークID・パスワードの管理はポータル会員の責任で行っていただきます。

3. オッズパークID・パスワードを用いてなされた一切の行為は、すべてポータル会員ご本人が行ったものとみなします。ポータル会員は、オッズパークID・パスワードを他人に開示、提供等してはいけません。OPは、オッズパークID・パスワードの漏洩、不正使用による損害について、OPに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償いたしません。

(ポータル会員への通知方法)

第9条 OPからポータル会員に対する通知は、原則として、ポータル会員があらかじめOPに届け出た電子メールアドレス宛に行います。但し、当該通知が本サービスに関する重要な告知である場合、及び本サイトに不具合やポータル会員に損害が発生したと考えられる場合には、本サイト上での掲示その他書面の郵送により、通知又は送付するものとします。

2. 前項に定める方法により通知又は送付をした場合、合理的な日時が経過した時に、当該通知又は送付はポータル会員に到達したものとみなします。

3. OPからポータル会員に対する特典などの送付物は、原則として、ポータル会員があらかじめOPに届け出た住所あてに送付します。但し、ポータル会員が、送付物の送付を希望しないことをOPに申し出た場合は、本サービスに関する重要な告知や本サイトに不具合やポータル会員に損害が発生したと考えられる場合を除き、送付物をポータル会員に送付しないものとします。

(退会)

第10条 ポータル会員は、OP所定の方法により退会することができます。

2. OPは、ポータル会員が最終利用日より一年間継続して本サービスを未利用の場合、解約することができるものとします。

3. ポータル会員は、第1項に従い退会する場合でポータル会員が投票会員にもなっている場合、同時に投票会員も退会したものとみなします。なお、退会に際し、ご本人の意思に基づき、投票のために締結した口座振替契約等の各種契約の解約手続等を行っていただくものとします。

(免責事項)

第11条 ポータル会員は、本サービスを通じて取得した一切の情報を自らの責任で利用し、万一、本サービスを利用した結果、損害や不利益を被ったとしても、ポータル会員自らが責任を負うものとします。

2. 本サービスにおいて使用する暗号技術については、OPが技術的に妥当と判断するものであり、

その完全性、安全性及び機密性等について保証いたしません。

3. OPは、本サービスのプログラム及び記載内容等に関して保証いたしません。

4. OPは、本サービスのプログラム、記載内容又は情報のエラー若しくはサービスを利用できないこと又はその特性に起因する事象により、ポータル会員に直接又は間接的に損害が生じたとしても、OPに故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとし、損害賠償等を行わないものとします。

5. OPは、次に定める事由が生じた場合、ポータル会員の承諾なしにオッズパークID・パスワードを無効・停止・中止にすることができるものとします。OPがこのような措置をとったことにより、当該ポータル会員が本サービスを利用できず損害が発生しても、OPに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償する責任を負いません。

(1) OPがオッズパークID・パスワードの不正使用等の調査を行う場合

(2) 警察その他の第三者からオッズパークID・パスワードの不正使用等のおそれについて連絡があった場合

(3) その他、OPがオッズパークID・パスワードの無効・停止・中止を必要と判断したとき

6. OPは、次に定める事由が生じた場合、本サービスの全部又は一部を停止又は中止する場合があります。この場合においてポータル会員が損害を被った場合でも、OPに故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償する責任を負いません。

(1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピューター、通信回線等が障害又は事故により遅延若しくは停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合

(4) 本サービスの提供に必要なシステムに異常又は障害が発生した場合

(5) その他、OPが停止又は中止を必要と判断したとき

7. OPは、第9条第3項に基づきOPがポータル会員に送付物を送付したこと又は送付しなかったことに関連しポータル会員が被った損害や不利益について、OPに故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

8. 本規約に基づきOPがポータル会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償責任の範囲は、OPに故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害のうち現実かつ直接に生じた損害に限るものとし、間接損害、特別損害（予見の有無を問わない。）及び逸失利益については及ばないものとします。

(禁止事項)

第12条 本サービスを利用するにあたり、ポータル会員の次の行為を禁止します。

(1) 犯罪行為、公序良俗に反する行為又はそれらに結びつく行為若しくはそのおそれのある行為

(2) OP又は第三者の財産、信用、名誉又はプライバシー等の権利利益を侵害する行為

又はそのおそれのある行為

- (3) 前2号のほか、法令に反する行為
- (4) 虚偽の申告又は届出をする行為
- (5) ポータル会員ご本人様以外の者に本サービスを利用させる行為
- (6) 本サービスを商業目的で利用する行為
- (7) 本規約及びOPが定めるその他の規約に違反する行為
- (8) 前各号に該当するおそれのある行為又は類する行為
- (9) その他、OPが不適切と判断する行為

2. 前項各号にポータル会員が違反した場合、OPは本サービスの提供を停止することができます。

(権利の帰属)

第13条 OPが本サービスを通じて提供する情報・プログラム・コンテンツなどすべてに係る知的財産権（著作権、肖像権、意匠権、特許権、実用新案権及び商標権等）は、OP又は権利者に帰属します。

2. OPは、ポータル会員から提供された情報（知的財産権を含む。）について、無償で利用することができるものとします。

(自己申告による本サービスの利用停止等)

第14条 OPは、ポータル会員からOPが指定する様式の書面により利用停止等の申請があったときは、その書面を受領した日の翌日以降、利用停止等にかかる措置（以下「利用停止措置」といいます。）を講ずるものとします。当該ポータル会員は、OPが利用停止措置を講じた場合は、第2項及び第3項に従い利用停止措置が解除されるまで、本サービスを利用することができません。

2. OPは、前項の規定により利用停止措置の対象となったポータル会員からOPが指定する様式の書面により利用停止措置の解除の申請があったときは、その書面を受領した日の翌日以降、利用停止措置の解除に必要な措置（以下「解除措置」といいます。）を講ずるものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により利用停止措置が講じられた場合、当該ポータル会員は、OPが同項の規定により利用停止措置を講じた日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の翌年度の3月31日までは、解除措置の申請をすることができません。

(家族申請による利用の停止)

第14条の2 OPは、ポータル会員と同居する親族（成年者に限ります。）及びOPが特に認めた者（以下「家族」といいます。）からポータル会員の利用停止等について、OP指定の様式の書面にOPがポータル会員の利用停止等について判断するために必要なOP指定の書類を添えて申請があり、利用を停止するに足りる相当な理由があると認めたときは、利用停止措置を講ずることとし、ポータル会員及び申請をした家族（以下「申請家族」

といいます。) に対して、その旨及び利用停止開始予定日 (以下「利用停止開始予定日」という。) を通知します。なお、利用停止開始予定日は、通知を発した日の翌日以降で OP が定める日となります。

2 前項の規定により利用停止措置を講ずることとなったポータル会員 (以下「利用停止ポータル会員」といいます。) は、利用停止開始予定日の前日まで、OP 指定の様式の書面に OP がポータル会員の利用停止等について判断するために必要な OP 指定の書類を添えて提出することにより OP に異議を申し立てることができます。その場合、OP が認否を決定するまで利用停止等の開始を猶予するものとし、OP は申請家族に対して、その旨を通知します。

3 OP は、OP が異議申立てに理由があると認めるときは、利用停止等を取り消すこととし、利用停止ポータル会員及び申請家族に対して、その旨を通知します。

4 OP は、OP が異議申立てに理由がないと認めるときは、利用停止ポータル会員及び申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。

5 異議を申し立てた利用停止ポータル会員は、OP が認否を決定するまで、OP 指定の書面を提出することにより異議申立てを取り下げることができます。異議申立ての取下げがあった場合、OP は申請家族に対して、その旨及び利用停止開始予定日を改めて通知します。

6 利用停止ポータル会員は、OP 指定の様式の書面に OP がポータル会員の利用停止措置の解除について判断するために必要な OP 指定の書類を添えて提出することにより、解除措置を申請することができます。但し、家族同意署名書類により利用停止措置の解除申請をする場合は、利用停止措置が開始された日の属する年度の翌年度の末日までは申請することができません。

7 OP は、利用停止ポータル会員から提出された解除措置の申請の書面及び書類により、利用停止ポータル会員の解除措置を講ずるに足りる相当な理由があると認めるときは、OP が指定する日 (以下「利用停止解除予定日」といいます。) より解除措置を講ずることとし、利用停止ポータル会員及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。

8 OP は、利用停止ポータル会員から提出された解除措置の申請の書面及び書類により、利用停止ポータル会員の解除措置を講ずるに足りる相当な理由がないと認めるときは、解除措置を講じないこととし、利用停止ポータル会員に対して、その旨を通知します。

9 利用停止ポータル会員は、利用停止解除予定日の前日まで、OP 指定の様式の書面を提出することにより解除措置の申請を取り下げることができます。

(本規約の範囲及び変更)

第 15 条 OP が本サービス内で公表している本規約以外の規約等について同意した場合、本規約の一部を構成するものとし、ポータル会員はこれに同意したものとみなします。

2. OP は、OP 所定の方法によりポータル会員に通知することにより本規約を任意に改定又は廃止する場合があります。

(分離可能性)

第 16 条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能その他本規約における合意不成立と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部は、継続して完全に効力を有するものとします。

(裁判管轄)

第 17 条 本規約に関する訴訟については、O P の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 18 年 4 月 1 日 制定

平成 19 年 4 月 3 日 改定

平成 20 年 10 月 1 日 改定

平成 21 年 10 月 1 日 改定

平成 23 年 4 月 13 日 改定

平成 27 年 3 月 26 日 改定

平成 29 年 11 月 17 日 改定

平成 30 年 2 月 19 日 改定

平成 30 年 4 月 2 日 改定

令和 2 年 3 月 25 日 改定

令和 5 年 6 月 1 日 改定